

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23rd Fl r , 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok
10110, Thailand 地図

E-Mail : siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <http://www.siasia.co.th/jp>

(取材編集協力) [有限会社 S&I JAPAN](#)、[地図](#)

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL : 03-3402-0013、FAX : 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp

(担当：鈴木秀幹弁理士・井口文絵)

(待山秋影 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

記事目次

[～タイの企業登録数が 6 月に増加する～](#)

～タイの病院は大麻使用医薬品の製造許可を得る～

～タイの電気自動車産業は、急成長の準備ができている～

～タイ国際通商交渉局は、10月のRCEP署名を推進する～

～タイ取引競争委員会は、公正取引を直接所管する官庁となる～

～タイ内閣は10月のRCEP承認を検討する～

～インドネシアの科学者はユーカリ抽出物のCovid-19治療イノベーションを支援する～

～インドネシア工業省は、化粧品産業に対し地域資源の利用を推奨する～

～ベトナムの特許件数が56%増加する～

～ベトナムは、企業の中国撤退に伴い世界貿易のパイの大きな取り分を入手する～

～ベトナムはリーソン島のニンニクに地理的表示を与える～

～ベトナムの法的フレームワークは、EU・ベトナム自由貿易協定施行のために改善される～

～ベトナムのアストラゼネカは、国内の医薬品流通企業との契約へ署名する～

～ベトナムは知的財産保護改善を目指す～

～ベトナムはドイツの中小企業にとって潜在価値の高い市場である～

～ベトナムにおける好ましい投資環境を韓国の投資家は期待する～

～ベトナムは医療用品をアフリカの国々へ贈呈する～

～ベトナムのランソン税関は、原産地詐欺に対する管理を強化する～

～大手医薬品企業はあまり貪欲になるべきではない～

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを8月25日付けで更新しました。

<http://www.siasia.co.th/jp/> をご覧ください。

英語版、タイ語版もアップ致しました。

(9月、10月の祝祭日のお知らせ)

9月は4日、7日と祝日(今年4月のタイ正月休日の振替日)です。また、10月13日、23日と祝日です。祝祭日については、今後変更が予想されますので、事前に確認をお願いします。弊所は、その都度HPを通じてお伝え致します。現在、新型コロナウイルスによる特別な休暇はありませんが、非常事態9月末までに延長となっています。次第に緩和されていますが、入国制限が厳しい状態が続いております。事前に在日タイ大使館領事部、利用航空会社への確認をお勧めします。タイ到着後14日間、指定ホテルでの隔離を要請されており、公共交通機関への利用は控えるように、及びタイ現地職場への復帰着任は、14日後とするようタイ政府より要請されています。来タイ予定の方はご注意ください。

(再信：タイ特許審査マニュアルの和訳について)

ジェトロからの委託により、上記和訳が3月末に完成致しました。つきましては、ジェトロのサイトから、是非、ご利用ください。JETROのホームページでは、
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>
さらに、JETROのページにリンクを張る形で、JPOでのタイの欄にも掲載します。
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

このマニュアルには、特許、小特許を含む審査基準や実例が掲載されております。意匠については、このマニュアルには入っておりませんので、ご注意ください。

(更新5回目：ミャンマー商標法告示がなされ、10月1日より商標出願手続きソフトオープンが開始されます)

[8月28日付けのミャンマー政府告示](#)により、10月1日より商標出願のソフトオープン手続きが開始されます。詳しい情報は弊所最新ニュースをご覧ください。昨年5月に著作権法が国会通過成立したことにより、知財関連法案が全て成立したこととなりました。これにより少なくとも商標については、施行開始(グランドオープンがいつになるかは明示されていません)が明らかになってきました。

(ミャンマー意匠法 (日本語仮訳))

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-ishou.pdf>

(ミャンマー商標法 (日本語仮訳))

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-shouhyou.pdf>

(ミャンマー特許法 (日本語仮訳))

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws_201903.pdf

～編集者より～

ついにミャンマーの商標出願手続きが動き始めることとなった。このコロナ禍の中で、独自に動かしたことに對し、大いに関係者と一緒に喜びたい。これで10月1日よりグランドオープン (予想では、半年後つまり来年4月) までの間、これまで使用あるいは登記された商標についての優先手続きが開始され、グランドオープン日が出願日となって登録されることとなる。料金や具体的手続きについては、まだ開示されていないが、これでようやく一歩踏み出したことになる。これまで登記手続きで行われたスキームは、商標出願については閉鎖され、受付不可ということとなる。

最近の日本の報道番組で、社会的騒動が世界各地 (アメリカでの黒人人権デモ、ベラルーシでの反政府デモなど) で起きているという話題の中で、タイで起きている反政府学生デモについての報道がなされていた。その中で、現タイ王室に対する反感も含まれていると、ある日本のテレビ局が報じていた。 実にこの報道内容は、タイ社会でのアンタッチャブルな内容でもあったので驚いて眺めていた。 この数十年にこのような報道内容は聞いたことが無かった。 日本のマスコミとしてはかつてない踏み込み様の報道姿勢ではないかと思う。タイの王室批判は、タイ国内マスコミ統制同様に、海外マスコミへの統制が厳しいのが現実である。

このコロナ禍の中、所用で一時帰国を強行した。日本への入国時で感じるのは、検疫体制の国際対応の無さである。PCR 検査をするにしても全く説明がないし、多くの外国人が入国しようとしているが、その検疫官の説明は全て早口の日本語であった。 コロナ前にはインバウンドと言われる海外からの多くの客を取り込んできたが、ここに来て日本政府の国際対応の甘さが目立っている。正に馬脚を現したと言っ
てよい。さらに付け加えるが、検査結果は5日後となった。これでは防疫が効果的に行われるとは言い難い。

これに比較してタイへ再入国の際には、多くの書面が必要である（大使館からの入国許可証、出発 72 時間以内の PCR 検査結果証明書、コロナ対応が明記されている医療保険など）、また入国時に病院の監視下に置かれた指定ホテルへの隔離観察期間が 14 日間設けられ、部屋の外にも出られないほどの嚴重さである。もちろんこの間に PCR 検査を 2 回（初日と一週間後）受ける。偶然にもこのホテル部屋での隔離期間中に、日本のお盆と終戦記念日を迎えたが、戦後 75 年経つが、日本政府の相変わらずの国際感覚の無さを考えさせられる良い機会となった。

少し視点をずらすと、グローバルな日本企業もその国際感覚を疑うことが屢々ある。模倣問題を取り扱う時に、クライアントに必ず言うことがある。「企業姿勢を相手側に見せ続けるということが肝要である。」模倣品発生から対策完了までの間、この姿勢を続けることにこそ、当に解決を早めることとなる。 例え「この国は制度的に無理じゃないのか」「対処費用が高くなるので躊躇している」「勝訴率が不明だから」と言って躊躇するクライアントが多い中、企業姿勢を相手側に見せ続けることをした場合、必ずといって良いほど、その解決の糸口が見つかるものである。 模倣品対策についての「企業姿勢」とは、ボクシングに喩えるならば、ファイティングポーズを相手側に見せることと同意義と理解している。

もう少し視点を高くして言うと、企業姿勢というのは、その他あらゆる企業経営に

において重要なファクターとなり得る。戦略よりも上位に置くプリンシプル（経営姿勢）と言った用語の方が、適切かもしれない。日本企業は、海外では戦略重視であり、現地での経営姿勢については余り重きを置いていないように感じる。

例えば、技術漏洩問題である。こんどは内向きに社内へ経営姿勢を見せることが大事である。企業内でそのプリンシプル（姿勢と敢えて言うが）を見せ続けることが非常に大事なのである。発明や技術を企業内でどのように取り扱うかについて社内規定を整備し、それを企業内のエンジニア連中に説明し意識させることが、企業内での経営姿勢を見せることとなる。技術漏洩や人材引き抜き事件においても、企業としてどう取り扱うのか、事件前にはどのような対策をとらなければならないのか。事件前の対策としての大きな施策の一つに、企業内規定を整備し、企業内技術者に対し企業としての経営姿勢を見せることが非常に重要なのではなかろうか。

日本の親企業はもとより、むしろ海外現地法人での企業活動として、その技術流出を事前に防止する基盤づくりの大きな柱として、社内発明取扱規程や守秘義務を扱う社内情報規定の整備が必要な時期を迎えていると感じる。

～タイの企業登録数が6月に増加する～

ロックダウンの緩和後、企業家が事業見通しにより確信を持ったことから、6月の新規企業登録数が前年比3%増加した。商務省（Ministry of Commerce）事業開発局（Business Development Department）は昨日、6月の新規登録企業の件数は合計5,731社であり、合計登録資本額は前年6月比3%減の148億バーツであった、と報告した。月次ベースでは、5月から登録企業数は37%増加し、登録資本額は53%増加した。6月の新規企業登録で登録件数の多かった上位3部門は、建築及び建設（612社）、不動産（217社）、及び、物流サービス（188社）であった。6月に操業を終了した企業は前年比6%増、前月比48%増の1,336社で、その登録資本額は前年比73%増、前月比3%増の51億3,000万バーツであった。操業終了企業の上位3部門は、建築及び建設、不動産、及びマネジメントコンサル

ディングサービスであった。この6カ月間に登録された企業件数は前年比13%減の合計33,337社で、登録資本額は13%減の1,050億バーツであった。同期間の企業清算件数は前年比7%減の6,227社で、その登録資本額は18%増の263億バーツ相当であった。事業開発局のVuttikrai Leewiraphan局長は、企業の新規登録は、コロナウイルスのアウトブレイクの国内の影響が緩和されたことや、政府の景気刺激策実施により、下半期に徐々に回復するであろう、と述べた。

(2020年7月23日、バンコクポスト)

～タイの病院は大麻使用医薬品の製造許可を得る～

タイ伝統薬及び代替薬開発局(Department of Thai Traditional and Alternative Medicine)は、地方の152の健康増進病院は、その地方で一般的な病気を治療するために、大麻を使用する伝統薬の調製許可を与えられた、と述べた。局長のMarut Jirasetthasiri博士は、同局は、以前はSuk Sala Clinicで知られた、病院に対し、政府により認証された16の処方の中から、主成分として大麻を含有する伝統薬を製造することを認可した、と述べた。しかしながら、許可を受けた病院においては、タイ伝統薬の専門家が医薬品を調剤することが必須条件である。Marut博士は、より多くの人々が伝統薬を使用による治療を求めはじめている、と述べた。合計で219の部署が、大麻が含まれた医薬品頒布のために全国展開された国営医薬品販路に設置されて、今年、6万回分以上の処方が患者に提供された。152病院の中4つの病院が、大麻栽培拡大に着手している。保健省(Public Health Ministry)は、厳重に管理された環境下で、既に大麻を栽培している。

(2020年7月27日、バンコクポスト)

～タイの電気自動車産業は、急成長の準備ができている～

タイ電気自動車協会(Electric Vehicle Association of Thailand, EVAT)は、タイの電気自動車(Electric Vehicle, EV)市場はアセアン諸国中で最も発展しており、2025年から2030年には急成長するであろう、と述べた。EVATのYossapong Laonual会長は、EVATのEV産業に対するいくつかの要求事項は政府により改

善されたが、EV への投資と生産の動きは、操業費用が高額であるため鈍い、と述べた。Yossapong 会長は、EV 技術は、2025 年から割安になり、普通の人々のアクセスも容易になるであろう、と予測した。Yossapong 会長は、タイの EV 産業は、タイの製造企業がすでに設立されて稼働していることから、マレーシア、インドネシアまたベトナムより先行しており、また、外国の自動車製造企業は、長きにわたりタイが普通車の生産拠点であることから、タイにおける EV 生産への投資に興味を示している、と付け加えた。Yossapong 会長は、政府は、タイにおける EV 使用を後押しするために、ここ数年以内に導入される予定の、Euro 5 や Euro 6 排出基準振興などの、環境政策を用いるべきである、と示唆した。Yossapong 会長は、EV は、5 年以内に Euro6 に準拠したその他の自動車より安値になるであろうとして、Euro 5 及び Euro 6 の基準振興は将来の EV 販売台数を押し上げるであろう、と述べた。また、国家 EV 政策委員会 (National EV Policy Committee) は、5 年以内にタイを EV の生産拠点とする計画を承認した。2030 年までに、タイで生産される全ての自動車のうちの 30% が EV になるであろう。

(2020 年 8 月 4 日、タイネーション)

～タイ商務省国際通商交渉局は、10 月の RCEP 署名を推進する～

商務省国際通商交渉局 (Department of Trade Negotiations : DTN) オーラモン局長は、DTN は内閣に対し、10 月には東アジア地域包括的経済連携協定 (Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP) への署名を考慮するよう求めている、と述べた。オーラモン局長は、全 20 章からなる協定の交渉は完了しており、ベトナムで開催予定の 11 月のアセアンサミットの間には署名可能である、と付け加えた。署名後、タイは議会での批准手続きに入り、来年中頃までには協定の発効が可能となる見込みである。オーラモン局長は、DTN は、協定からどのようにして利益を上げるかにつき、タイ農家と企業を教育している、と述べた。商務省はまた、タイの FTA により影響を受ける分野へ補償するためのファンド設立計画を検討中である。

(2020 年 8 月 4 日、タイネーション)

～タイ取引競争委員会は、公正取引を直接所管する官庁となる～

タイ取引競争委員会(Office of Trade Competition Commission : OTCC)は、独占を抑制し、タイの公正な取引競争を促進するというその役割を強化すると言明されている、タイの競争法である 1999 年取引競争法の最終改正前は、張子の虎であるとのあだ名をつけられていた。 OTCC の Santichai Santawanpas 委員長と OTCC のスポークスマンは、新たな 2017 年取引競争法の施行は、OTCC を独立した委員会とした上で、不公正な取引慣行や不正な競争行為を扱い、罰則を下す十分な手立てを与えた、と述べた。 Santichai 委員長は、委員会はもはや張子の虎ではない、と述べて、OTCC は実質的な行政罰及び刑事罰を自身で賦課し、そして、M&A を監督する権限を与えられた、と述べた。統合にあたり独占や、結果として市場の占有が起り得る場合は、企業は OTCC からの許諾を求める必要がある。 OTCC への通報を行なった者に対しては、最高 20 万バーツに加えて、違反 1 日につき 1 万バーツの罰金を課される。 OTCC に最初に合併の許可を求めなかった者に対しては、合併契約の最大 0.5%の罰金が課される。 Santichai 委員長は、改正前の法は OTCC の事前許諾を求めておらず、このことが CP All-Makro と Big C-Carrefour の、監督なしに起きた取引をもたらした、と述べた。今年 3 月初めに、CP は Tesco Lotus のアジア事業を 106 億ドルの取引で購入し、潜在的な市場独占の不安を引き起こしたが、これは、CP がすでにタイの 7-Eleven 及び Makro という、同じ市場分野で操業しているチェーンを所有していたからである。 CP は先月、OTCC に対し取引に関する書類を提出したが、追加の情報を要求されて、承認は遅れている。

(2020 年 8 月 11 日、バンコクポスト)

～タイ内閣は 10 月の RCEP 承認を検討する～

商務省は、ベトナムで 11 月に公式に予定されている、東アジア地域包括的経済連携協定(Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP)の署名の 1 ヶ月前の 10 月に、RCEP への署名への許諾を内閣に求める予定である。商務省の

Ronnarong Phoolpipat 首席総監察官は、先週、署名国は 20 章に及ぶ RCEP の法律文書の洗い出しを完了している、と述べた。タイの RCEP 交渉における首席交渉官でもある Ronnarong 氏は、目標は全ての交渉を 8 月に完了させ、内閣の承認を 10 月に求める提案を送付し、11 月のベトナムでのアセアンサミットにおいて公式署名を行うことである、と述べた。Ronnarong 首席交渉官は、RCEP の発効後、3-5 年以内に、加盟国間のより多くの物品に適合させるだけでなく、規則変更、非関税障壁、紛争解決、新加盟国の募集についても対応するように、協定はアップグレードあるいは改定される、と述べた。RCEP はアセアン 10 カ国に中国、日本、韓国、インド、オーストラリア及びニュージーランドの 6 カ国を加えて提案されたが、昨年 11 月 4 日の、タイがアセアン議長を務めていた際の前回会合の土壇場に、インドは特に農作物関税に関して解決できない課題であるとして、RCEP 参加から脱退した。インドはのちに、RCEP は特に中国からの安価な品が洪水のように流入し、貿易赤字拡大を招くことと、最も弱い立場にある国民の生活を脅かしかねないとの懸念を表明して、今年度のベトナムでのアセアンサミットの間では、RCEP に参加できないとアナウンスした。

(2020 年 8 月 17 日、バンコクポスト)

～インドネシアの科学者はユーカリ抽出物の Covid-19 治療イノベーションを支援する～

インドネシア政府の Covid-19 カーブの平滑化への努力により、農業省(Ministry of Agriculture)のユーカリベースの Covid-19 治療法の開発への努力が、ガジャ・マダ大学 (University of Gadjah Mada, UGM) 薬学部の科学者の支援を勝ち取った。UGM の研究者である Zullies Ikawati 教授は、農業省の研究開発部により引き合いに出され、ユーカリベースの Covid-19 の治療は、息切れに悩まされる患者の治癒を助けるのに効果的であったと述べた。Ikawati 博士は、しかしながら、農業省の研究者に対し、そのイノベティブな製品の適切性を保証するために、農業省及びその他の機関での治験実施を含め、さらなる一步を踏み出す必要がある、と示唆した。Ikawati 博士は、このユーカリベースの製品の抗ウイルスの有効性を検討

するための試験管内での試験に同意した、と述べた。また、農業省獣医学研究庁の Indi Dharmayanti 長官は、同省の Covid-19 関連イノベーションは、引き続き、更なる研究努力を必要とする試験管内での研究段階に留まっていることを明らかにした。Dharmayanti 長官は、ユーカリベースのイノベティブな Covid-19 製品は、実際のところ、さらなる研究が続けられていることから、医薬品ではない、と明白に述べて、研究所で使用してきた、ウイルスを殺すための蒸留方法の結果から得られる抽出物である、と述べた。Dharmayanti 長官は、スクリーニング過程を経て、そのユーカリ抽出物は、インフルエンザウイルスや、コロナウイルスでさえも殺すことができる、と主張した。この Covid-19 関連のイノベティブな製品に関して、農業省は、そのイノベーションに対し正式に特許を受領した。農業省は、その製品の大量生産の為に PT Eagle Indo Pharma (Cap Lang) と協力している。インドネシア政府は、防止、選別及び診断、医療機器と補助装置、薬と治療、及び社会的思いやりの 4 つの部門を優先して、研究とイノベーション計画に出資した。インドネシア大学 (University of Indonesia, UI)、バンドン工科大学 (Bandung Institute of Technology, ITB)、パジャジャラン大学 (Padjadjaran University, UNPAD) など、幾つかの主要なインドネシアの大学もまた、国のコロナウイルス感染拡大との戦いへ参加し、人命を救うための努力である、装置の開発から Covid-19 の治療法の研究に至る、具体的な貢献を行った。

(2020 年 7 月 5 日、インドネシア国営アンタラ通信)

～インドネシア工業省は、化粧品産業に対し地域資源の利用を推奨する～

工業省 (Industry Ministry) は、生物多様性に富んだインドネシアの自然資源を原料として用いるよう、化粧品業界に対し推奨した。工業省研究開発庁 (Research and Development Agency) の Doddy Rahadi 長官は、インドネシアの化粧品産業の能力と生産力を増大するにあたり、その戦略のひとつは、技術を最大限に活用してイノベーションの成果を生み出すことである、として、これは、インダストリー 4.0 時代へ向けた準備としての、Making Indonesia 4.0 ロードマップに基づいたものである、と述べた。Doddy 長官は、ジャカルタに所在するの同庁の化学及

び包装材（BBKK）ユニットは、自然ベースの化粧品と医薬品原料の研究に重点を置いている、と述べた。Doddy 長官によると、インドネシアは、中国、マレーシアやタイなどのその他の自然ベースの化粧品生産国と比べて優位である。Doddy 長官は、インドネシアは、世界で 4 万種あるうちの 3 万種ハーブが多く地域の地で生育しており、ハーブの潜在的資源を有している、として、これは、国内外の市場における需要見通しから、開発の余地がある、と述べた。中央統計局（Central Bureau of Statistics, BPS）のデータは、化学品、医薬品及び化粧品を含む伝統的医薬品産業が 2020 年第一四半期に 5.59%成長を記録したことを示している。これら産業の 2020 年の上半期の輸出高は、Covid-19 感染拡大の圧力にも関わらず、2019 年の同時期と比較して 15.2%増の 3 億 1,700 万米ドルに達しインドネシアの外国為替収益に著しく貢献した。Doddy 長官は、これは、インドネシアの医薬品産業が急速に成長していること、また、国内の医薬品需要の約 70%が供給可能であることを示している、と述べた。

（2020 年 8 月 2 日、国営アンタラ通信）

～ベトナムの特許件数が 56%増加する～

今年最初の 5 カ月間の特許件数が、昨年の同時期と比べて 56.7%増加した。ベトナム知的財産庁（IP Vietnam）の Dinh Huu Phi 長官は、科学技術省（Ministry of Science and Technology, MOST）の Chu Ngoc Anh 大臣とともに出席した、知的財産業務改善のための解決策についての最近のワーキングセッションにおいて、この数字を明らかにした。IP Vietnam は、知的財産を社会経済開発のツールとするために多くの活動を実施してきた。IP Vietnam は昨年、9 件の地理的表示登録証明書を発行し、団体標章と地域特有の産物の標章に対し、280 件の登録証明書を発行した。IP Vietnam は、国の地理的表示ロゴマークの構築及び管理のためのプロジェクトを他省庁と調整して打ち出し、また国および地域の主要商品のために国家ブランドプログラムなどへ参加した。国際関係において、IP Vietnam は、国際協力フォーラムや国際組織に参加し、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-

Pacific Partnership, CPTPP) 及び EU・ベトナム自由貿易協定(Viet Nam Free Trade Agreement, EVFTA)を含む国際貿易協定の知的財産の内容について協議を行った。会議の講演の際に Anh 大臣は、IP Vietnam の努力と成功を賞賛するとともに、IP Vietnam 及び関連機関に対し、設定された目標を達成するために、改正された知的財産法と知的財産戦略の実施計画の策定と、知的財産登録手続に要する時間を短縮する手段の研究を求めた。

(2020年6月30日、ベトナムニュースエージェンシー)

～ベトナムは、企業の中国撤退に伴い世界貿易のパイの大きな取り分を入手する～
2010年から2019年の10年間に、ベトナムの繊維及び消費材の世界輸出に占めるシェアは、企業の中国からの生産拠点の移転に伴い増加した。市場調査会社、Fitch Solutions の報告によると、ベトナムの昨年の繊維輸出のシェアは、2015年の5.9パーセントから8.9パーセントへ増加した一方で、中国のシェアは、38.3%から29.1%へ下落した。バングラディシュなどのその他のいくつかの国々においても、同期間に輸出シェアが増加している。同様の傾向がローテク生産による消費財にも起きている。ベトナムの家具の輸出シェアも、2010年の3.3%から昨年は8%へ拡大し、金額にして53億米ドルの増加となった。同時期に、釣具の輸出シェアも2.1%から3.9%へ拡大し、金額にして7,790万米ドル増加し、また、傘の輸出シェアも0.1%から0.7%へ拡大し、金額にして1,860万米ドル増加した。その他の東南アジアの国々で近年、輸出シェアの増加がみられたのは、カンボジア、インドネシア、及びマレーシアであった。Fitch Solutions は、アメリカと中国の貿易面での緊張や、Covid-19 感染拡大が企業にそのサプライチェーンの多様化を急がせていることから、製造業の中国からの移転傾向は続くと思われる、と述べた。また、Apple、Google、及び Microsoft などの主要テックジャイアントが、今年ベトナムでの生産開始、あるいは生産を計画しており、このことは、製造業が近年中国から撤退している中でベトナムが受益国となっている直接的な証拠である。世界最大の委託製造業者 Foxconn は最近、ベトナムの製造能力が南アジアの大国であ

るインドを上回っていることから、ベトナムを同社の東南アジア最大の製造ハブであると追認した。

(2020年7月4日、ベトナムエクスプレス)

～ベトナムはリーソン島のニンニクに地理的表示を与える～

科学技術省 (Ministry of Science and Technology, MOST) ベトナム知的財産庁 (IP Vietnam) は、7月5日のセレモニーで、リーソン (Ly Son) 島地区人民委員会に対し、同島の特産品として認識されているニンニクの地理的表示登録証を手渡した。この島は、南中部クアンガイ (Quang Ngai) 省の沖にあり、ベトナムの“ニンニク王国”として有名であり、大多数の島民がニンニク生産で生計を立てている。リーソン島地区人民委員会の Pham Thi Huong 委員長は、リーソン島地区がそのニンニクの地理的表示を築き上げるまでに2年を有した、と述べた。IP Vietnam の Dinh Huu Phi 長官は、リーソンニンニクの地理的表示商標の登録 (S&I 注：原文ママ) は、とても複雑で困難であった、と述べて、しかし、その保護は更に難しい、と述べて、市場における商品の名声を維持するためには、地方当局やニンニク生産農家の関与が必須である、と特に言及した。リーソン島では現在、300ヘクタールあまりの土地で年間約3,000トンのニンニクを育てている。

(2020年7月5日、ベトナムニュースエージェンシー)

～ベトナムの法的フレームワークは、EU・ベトナム自由貿易協定施行のために改善される～

EU・ベトナム自由貿易協定 (European Union - Viet Nam Free Trade Agreement, EVFTA) の履行円滑化のための法的枠組改善に向けて、税制が明確化されて、税関手続きが簡素化された。税関総局 (General Department of Customs, GDC) の Luu Manh Tuong 副総局長は、税関総局は、税関手続きの実施において、企業に好ましい状況を創出することを保証した。Tuong 副総局長は、税関の監視員は、事業風土と企業の国内競争及び経済全体の改善のために、行政改革と現代化を急いでいる、と述べた。また、第4期産業革命に適応する為に、税関管理のための情報システムも

改善された。税関管理・監視局 (Customs Control and Supervision Department) の Au Anh Tuan 局長は、EVFTA 施行のための税関管理計画が創出されて、すぐに承認を得るために財務省 (Ministry of Finance) へ提出されるであろう、と述べた。Tuan 局長は企業に対し、貿易協定により提供される特惠関税を享受するために原産地規則を研究し適応するように求めた。Tuan 局長は、商工業省 (Ministry of Industry and Trade, MoIT) は、6 月 16 日に原産地証明の取扱を規定する EVFTA における原産地規則に係る通達 No 11/2020/TT-BCT を発行した、と述べた。財務省国際協力局 (International Cooperation Department) の Ha Duy Tung 局長は、財務省は更に、今月政府へ提出されるであろう、EVFTA 履行のための詳細な計画も起草していたと述べた。Tung 局長は、EVFTA の特惠輸出入税に関する規則は、原産地に関する通達と共に策定された、と述べた。商工業省の多国籍貿易政策局 (Multilateral Trade Policy Department) の Ngo Chung Khanh 副局長は、ベトナム企業は、欧州の要求に合致するように商品の品質向上と知的財産保護を重視しなければならない、と述べた。在ベトナム欧州商工会議所 (European Chamber of Commerce, EuroCham) の Nguyen Hai Ninh 副会頭は、欧州の投資家は、インフラシステムの向上、人材の質及び投資風土、特に、貿易円滑化のための税関行政の改善を含む、ベトナムの 3 つの大きな要素に注目している、と述べた。EVFTA は、8 月 1 日に施行にされる予定である。税関総局は、EVFTA の関税削減計画は、国家予算に占める輸出入税を、毎年大凡 1 兆 1,000 億ベトナムドン (4,750 万米ドル) 減らすこととなる、と予測している。計画投資省 (Ministry of Planning and Investment, MoPI) の分析は、EVFTA がベトナムの欧州への輸出の収益を今年 20%、2025 年には 42.7%、さらに、2030 年には 44.37% 増加させることに一役買うであろうことを示した。この貿易協定は、更に、ベトナムの GDP についても、2019 年から 2023 年に大凡 2.18-3.25%、2024 年から 2028 年に 4.57-5.3%、2029 年から 2033 年に 7.07-7.72% 引き上げる助けとなるであろう。

(2020 年 7 月 6 日、ベトナムニュースエージェンシー)

～ベトナムのアストラゼネカは、国内の医薬品流通企業との契約へ署名する～

製薬会社のアストラゼネカ・ベトナムは、土曜日にホーチミン市において、ベトナム市場で同社の医薬品を流通させるために、国家薬用植物共同企業体第2号（薬用植物）（National Phytopharma Joint - Stock Company No.2（Phytopharma）との契約に署名した。署名式の際のスピーチで保健省（Ministry of Health, MOH）の Tran Van Thuan 副大臣は、この契約は、国内の医薬品流通企業と多国籍製薬会社との間の初の契約であり、安全で高品質な医薬品を妥当な価格で販売し、最もイノベーティブな医薬品へのベトナム国民のアクセスを改善することを可能とするものである、と述べた。また、アストラゼネカ・ベトナムとホーチミン市医科薬科大学（Ho Chi Minh Medicine and Pharmacy University）の間で、医学知識の強化と、治験能力改善に関する覚書への署名が行われた。アストラゼネカ・ベトナムはまた、イギリス政府と、特に医療機関向けの太陽光エネルギーに関する、再生可能燃料開発促進プログラムに関する覚書への署名も行った。アストラゼネカは、1994年よりベトナムに参入しており、2020年から2024年の間に5兆ベトナムドン（2億2,000万米ドル）をベトナムに投資する計画である。アストラゼネカは、非感染性疾病予防のための国家戦略において政府と共に仕事をし、研究開発の為にベトナムへ何千万ドルもの投資を行ってきた。この式典の際に同社は、ベトナムでのCovid-19との闘いにおける際立った貢献に対し、保健省から表彰状を受領した。

（2020年7月11日、ベトナムニュース）

～ベトナムは知的財産保護改善を目指す～

ベトナムの国立文化芸術研究所（National Institute for Culture and Arts Studies, VICAS）と英国文化振興会（British Council）は、ベトナムにおける知的財産エンフォースメントを強化するためのプロジェクトにおいて協力することとなる。このプロジェクトには、2020年10月に始まり2021年9月まで続き、芸術分野における知的財産及び文化に従事する政府省庁とともに、芸術家や創作者が従事することとなる。VICAS所長のBui Hoai Son博士は、このプロジェクトはまた、知的財

産権を取り巻く課題に取り組むための、この分野の能力構築を目指している、と述べた。このプロジェクトは、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, UNESCO)の国際文化多様性基金(International Fund for Cultural Diversity, IFCD)の支援により、2005年のUNESCOの文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約(文化多様性条約)の枠内で可能となったものである。このプロジェクトは、関連する職員のトレーニングを通じて知的財産保護の制度上の能力を強化するために、文化及びクリエイティブ部門向けにベトナムの知的財産法制への共通理解と実務的知識を築き、また、芸術家及びクリエイターへのワークショップを通じて、文化及びクリエイティブ部門における知的財産保護を取り巻く理解と実務を改善することを願ったものである。本件の実施者は、特に、ベトナムの現在の知的財産法制の見直しと、芸術及び文化分野の公務員に対するガイドツールキットの開発といった、関連活動の設計及び実施において、ベトナム著作権庁(Copyright Office of Vietnam, COV)及び文化・スポーツ・観光省(Ministry of Culture, Sports and Tourism, MOCST)と密接に連携することが切に望まれている。

(2020年7月13日、ベトナムニュースエージェンシー)

～ベトナムはドイツの中小企業にとって潜在価値の高い市場である～

7月16日にベルリンで開催されたワークショップにおいて、ドイツ中小企業協会(German Association for Small and Medium-sized Businesses, BVMW)のMario Ohoven会長は、ベトナムは、ドイツの中小企業(SMEs)にとって非常に潜在価値の高い市場である、と述べた。このイベントで、ベトナムのNguyen Minh Vu大使は、オンライン視聴者を含めた参加者に対し、ベトナムの社会経済開発、Covid-19と戦うための政策、経済回復、及び、パンデミックから被害者への救済についての概要を提供した。Nguyen Minh Vu大使は、ベトナムの可能性と利点を、ドイツの中小企業を含めた外国投資家を引きつけるための、ベトナム政府の政策に従った、ベトナムの可能性と優位点を強調するとともに、機械エンジニアリング、自動車製造、裾野産業、イノベーション、IT、バイオテクノロジー、ヘルスケア

ア及び医薬品製造、金融といった、将来性のある分野におけるドイツ中小企業の投資機会についても指摘した。Nguyen Minh Vu 大使は、8月1日に発効した EU・ベトナム自由貿易協定(Viet Nam Free Trade Agreement, EVFTA)と、EU 議会の批准を待っている、EU・ベトナム投資保護協定(EU-Vietnam Investment Protection Agreement, EVIPA)のおかげで、ベトナムにおいては、ドイツの中小企業及び他の EU 加盟国に向けた、より多くの、将来有望な協力の機会があることを強調した。1975年に設立された BVMW は、ドイツで 90 万社超の中小企業を代表しており、現在、55 の海外代理事務所を構えている。BVMW ベトナム事務所は今年 6 月に開設された。

(2020 年 7 月 17 日、ベトナムニュースエージェンシー)

～ベトナムにおける好ましい投資環境を韓国の投資家は期待する～

韓国の多くの金融機関は、ベトナムでの金融投資活動における規則が、今後施行予定の改正投資法により、より明確にかつオープンになると期待している。在ベトナム韓国商工会議所 (Korean Chamber of Commerce and Industry in Vietnam, KOCHAM) の Hong Sun 副会頭は、新型コロナウイルス (Covid-19) 感染拡大期間の韓国とベトナムの経済協力に関し、ウイルスを原因とする危機はベトナムにとって、課題の克服に対するたゆまぬ努力を実演する好機であると見なすことができる、と述べた。Hong 副会頭は、韓国企業は、Covid-19 後に新たなサプライチェーンを構築するため、ベトナムのカウンターパートとより結びつきを強めてともに働くように努力するであろう、と断言した。KOCHAM の職員及び数名の韓国外交官によると、現在もっとも喫緊の課題は、韓国人投資家、専門家及びニュー・ノーマルの中でベトナムでの仕事を考慮している人々の為に、航空路を再開することでベトナムと韓国の経済協力を振興することである。二国間関係で取り組まねばならない必要条件是、人と人の行き来を正常化し、また、Covid-19 のパンデミックから深刻な打撃を受けた品目への需要増とともに世界経済の文脈において両国の企業を支援することのできる具体的な解決策を見出すことである。パンデミック後の期間中に、世界中の投資家は、投資誘引における多くの魅力的な競争相手である、

インドネシア、フィリピンやタイなどのベトナムの近隣諸国の存在にも関わらず、ベトナムへの進出に着手している。Hong 副会頭によると、韓国からベトナムへの投資の流入は、3つの段階に分類できる。最初の2段階は、労働集約型投資計画や、電気製品や部品の生産と連携できるものであり、3段階目までに、韓国の金融機関は、間接投資を直接投資に含める方向へ重点を移していくであろう。Hong 副会頭は、更に多くの韓国の証券、銀行及び金融機関がベトナム市場への参入を求めている、と述べた。韓国からの投資の流入規模もまた拡大しており、韓国のコングロマリットからを始め、小規模企業やスタートアップに至るまで、ベトナム市場への参入を窺っている。Hong 副会頭は、ベトナム政府に対し、フィンテックを幅広く開発し、法に則ったいかなる問題をも扱うことを目標としてオープンポリシー導入の方向へと舵を切ることを推奨した。Hong 副会頭は、もし、厳格なフィンテック規制が最初の段階で構築されてしまうと、テクノロジー企業と才能を有する者にとって開発が難しくなると述べて、さらに、スタートアップ向けの特区を設立することで、スタートアップへの投資に熱意を有するすべての企業家あるいは発明家の仕事が容易になる、と述べた。

(2020年7月19日、ベトナム税関ニュース、2020年7月20日、アセアン経済コミュニティ戦略センターウェブサイト)

～ベトナムは医療用品をアフリカの国々へ贈呈する～

ベトナム外務省(Ministry of Foreign Affairs Vietnam, MOFA)の To Anh Dung 副大臣は、7月30日に、25万米ドル相当の医療用品を、Covid-19感染拡大との戦いを支援するためのベトナム政府からの贈り物として、アフリカ諸国へ手渡した。それらは全てベトナム製の医療用品であり、抗バクテリア布のマスク、医療用マスク及びSARS-CoV-2 ウイルステストキットが含まれ、アルジェリア、アンゴラ、モザンビーク、ナイジェリア及び南アフリカへ送付される。贈呈式での挨拶でDung 副大臣は、ベトナムは、アフリカ諸国でのCovid-19の状況を強い興味をもって見守ると同時に、アフリカ諸国の感染拡大へ取り組む努力を高く評価している、と強調した。贈呈式の際に、受領国の大使は、ベトナム政府及び国民へ謝意を表し、

医療用品は、価値のある物質的な支援だけでなく、アフリカとベトナムの間の伝統的な友好関係の証でもある、と強調した。受領国の外交官は、ベトナムの Covid-19 の初期の封じ込め成功を高く評価し、ベトナムを Covid-19 の予防のロールモデルであると考えている、と述べた。受領国の外交官は、彼らの自国の社会経済開発における、パンデミックの影響緩和に関し、ベトナムとの協力強化を主張した。
(2020年7月30日、ベトナム税関ニュース)

～ベトナムのランソン税関は、原産地詐欺に対する管理を強化する～

ランソン税関局によると、暑季向けの商品、消費財、衣料品に対する購入と消費需要が急増し、ラベル、原産地及び価格における取引詐欺をもたらしている。

ランソン税関局の Nguyen Huu Vuong 副局長は、過去に、ユニットは、いくつかの企業が品名、量、形式、物品コード及び原産地を不正に申告するべく電子税関手続の開放性を利用するという、多くの危険性が存在していることに気がついた、と述べた。この事実直面してランソン税関は、税関ユニットに対し、企業、物品、輸出入品の情報を定期的集めるよう指示した。この税関ユニットは、高税率、条件付き輸出入品、知的財産権登録された品、高リスク企業といった条件を伴った、価額の点で詐欺のリスクの高い物品を重点的に扱うグループである。検査及び監視業務について述べると、Huu Nghi 税関支所は最近（2020年6月9日）、ある民間の速配サービスを介して、国境を通過するための輸入委託貨物品向け監視エリアへの物品の持ち込みを一時的に中止した。申告によるとその委託貨物は、2,128個の物品が117個のパッケージに梱包されていたが、実際の検査によると、2,384個の物品が113個のパッケージに梱包されており、荷受人の名前と住所も税関の書類と一致しなかったことを Huu Nghi 税関支所が見抜いたものである。これらの数値には、4個のパッケージに含まれた、偽造品、知的財産侵害品、輸入禁止品のリストに掲載されている品であると疑われている5品目が含まれている他、Huu Nghi 税関支所は、輸入禁止品リストに掲載された、中古車及び特定用途機械向けの電子機器40点も発見した。Huu Nghi 税関支所はブランドの所有者に対し真贋鑑定を求める文書を送付した結果、アディダスのスポーツシューズ25足、バーバ

リーラベルのシャツ 20 着、ホンダブランドの付されたエアバッグ付き自動車用ステアリングホイール 36 点、グッチのロゴが付されたハンドバッグ 18 点が偽造品であると判明した。Vuong 副局長は、このユニットは、Huu Nghi 税関支所に対し、中古車及び特定用途機械向けのエンジンコントローラー40 点の位置付けを民間企業と共同して定めるように命じた、と述べた。これらの結果から、Huu Nghi 税関支所は、侵害品の価額を、偽造商標について 3,000 万ベトナムドン超、輸入禁止品については 280 億ベトナムドン超と決定した。Huu Nghi 税関支所はまた、違反速配業者の「偽造商標が付された品物の輸送」及び「輸入禁止品リストに掲載された品のベトナムへの持ち込み」について、行政違反として記録した。Vuong 副局長は、この事件に直面し、ランソン税関は、国境税関支所に対し、商品の原産地とラベルの管理、知的財産権保護、輸出入品の違法積替を検査し、綿密に監視し、管理するよう指示した、と述べた。Vuong 副局長は、Covid-19 の感染拡大期間中に、同ユニットは特に、Covid-19 の感染拡大防止のための品、電子機器及び医療機器の密輸や貿易詐欺を防止する戦いを強化した、と述べた。

(2020 年 8 月 1 日、ベトナム税関ニュース)

～大手医薬品企業はあまり貪欲になるべきではない～

知的財産は便利なフィクションである。知的財産は、国家権力と国際合意に基づいて行使される権利であり、有形でないことから、他の形態の財産権に比べて壊れやすいものである。私たちは、また、知的財産が全体の福祉を大きくするものであると信じていることから、このフィクションを信ずることにした。知的財産はイノベーションと成長を許諾し、作家、芸術家、発明者を支援し、そして医薬品企業を支援する。フィナンシャルタイムズ紙は米国のモデルナ社がそのワクチン候補薬の価格を単位あたり約 50-60 ドル（1,500-1,800 バーツ）とすることを求めており、例えば、世界中の公衆衛生機関を揺るがしている、と報じた。この報道はまた、モデルナ社が開発途上国に対し安価に提供しても、富裕国はワクチンへの優先的なアクセスを得られるであろうことを示唆している。モデルナ社のワクチンがその安価な競合品より効果的である場合、ワクチンの特許は広く無視されるであろう。長年

にわたり入念に構築され、過去 20 年にわたり世界中に広がった知的財産に関するコンセンサスは、破滅するであろう。筆者はここでモデルナ社のみを指摘したいのではない。大手製薬会社は異なっており、ファイザー社の CEO は同社の Covid-19 ワクチンでの利益は求めないとする考えは奇妙で過激であると述べている（なお、アストラゼネカ社やジョンソン&ジョンソン社は Covid-19 ワクチンへの利益を求めない努力を表明しており、ファイザー社が明らかに奇妙で過激な、変わった考えを有している）。ワクチンがあまりに高価であるか、入手が困難であることを証明した場合、途方もない利益を求める者は、2008 年のリーマン危機後の銀行家以上に、より細かく詮索することになる。富裕国の間での、知的財産の神話を保持することは非常に困難である。一旦国際資本の流動に巻き込まれば、それはもう不可能である。世界中のお金に困窮している政府は、その国民の生命を救うために必要なワクチンのために大金を支払うことはできない。伝統的な貿易と法的枠組みを正しく用いようとするいかなる試みも無視されるであろう。そして、実際にこれらの制度は毀損され、しまいには不道德なものとして扱われるようになるであろう。世界的な知的財産は、全ての国での承諾と履行を必要とするのであって、単に一国でなされればよいものではない。そのような承諾は、資本流動が一方向かつ永続的である場合には、与えられないであろう。世界的な知的財産のない世界は、常に一種の電子的交戦状態下におかれるであろう。今週、明らかに中国がモデルナ社に対し試みたように、国をバックにしたハッキングが、常に脅威となるであろう。あるいは、企業を成長のエンジンというよりは、国の安全及び富の倉庫と考える政府とよい関係を築いた企業が繁栄を謳歌するであろう。著作権のない日々はタフである。ムラーノのガラスメーカーの工業プロセスがベネチア共和国の国家機密と考えられていた時代には、島を離れる全ての芸術家を犬が殺していた。それは、私たちが生活を望む世界ではない。そのような生活を送らないための保証は、製薬会社と富裕国の政府にかかっている。世界保険機構は、関連する知的財産について、世界中で広くワクチンを入手できるようワクチンを作るための、Covid-19 技術アクセスプールへ署名することを求めている。おそらく、一旦感染拡大が終われば、いくつかの製薬会社の行いは、知的財産権者がそのワクチンから自身の利益のみを求める

よう振舞うことが明らかとなろう。少しの忍耐が製薬会社と世界を救うこととなるが、長い道のりである。

(2020年8月4日、バンコクポスト)